

魚津市告示第41号

振動を防止する地域の指定について

振動規制法(昭和51年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、振動を防止する地域を次のとおり指定する。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

振動を防止する地域

| 指定地域 | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--------------|---------|---------|-------|--------|------|-------|------|
| 第1種低層住居専用地域 | 第2種低層住居専用地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 第2種中高層住居専用地域 | 第1種住居地域 | 第2種住居地域 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 |

備考 この表に掲げる地域は、平成24年3月31日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている地域で、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。ただし、都市計画法第8条第1項第7号の風致地区を除く。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。